

新型コロナウイルスの対応について（第 18 報）

2021 年 1 月 14 日

全社在宅勤務の実施について

政府は 1 月 13 日、新型コロナウイルスの感染拡大を受けて、緊急事態宣言の対象地域に、大阪などの関西 3 府県、愛知、岐阜の東海 2 県、それに福岡と栃木を合わせた 7 府県を追加しました。

当社は今回の緊急事態宣言の対象区域拡大を受け、在宅勤務を全社全部署に拡大することとしました。

- ① 全社全部署において、2 月 7 日（日）までの期間、業務等を継続することを前提とした在宅勤務を実施する。
- ② やむを得ず出勤する場合は、通勤混雑を避けるために、引き続き、始業時間を最大前後 1 時間ずらす範囲での「時差出勤」を認める。

関係者の皆様におかれましては、何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。